

## 学校施設における施設機能について

文部科学省 中学校施設整備指針（平成26年7月）より抜粋（一部注釈追記）

- 特別教室型、教科教室型等の運営方式を比較検討しつつ、必要とする施設機能の設定を行うことが重要である。

- ・ 特別教室型の運営方式……通常は普通教室において授業を受けるが、特別な装置等が必要な場合は特別教室において授業を受ける学校運営方式。
- ・ 教科教室型の運営方式……教科毎に専用の教室があり、生徒が時間割に合わせて各教科の教室に移動して授業を受ける学校運営方式。

- 生徒が各学年段階に応じて学習・生活のために必要な空間を確保できるよう特別教室型、教科教室型等の運営方式に応じて、適切な室構成・空間配分及び位置を計画することが重要である。

- 特別教室型の場合、同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。

- 教科教室型の場合、それぞれの教科の学習に適した規模、形状、設備、家具等について計画された教室と各教科ごとの多目的スペース・メディアスペースや、各教科の教材・教具の作成・収納空間、各教科ごとの教師コーナー等をまとめて配置することが重要である。

- 教科教室型を導入する場合には、特別活動における学級活動や学習以外の時間における生徒の居場所、総合的な学習の時間等の運営方法、教室間の移動等について十分検討することが重要である。

- 教科教室型を導入する場合には、生徒のホームルームへの帰属とその場の設定について検討することが重要であり、生徒たちの生活・交流・憩いの場としてホームベース※1等について計画することが重要である。

- 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、教科教室型の場合は、全校的な移動に十分対応できるよう、各教科の教室・施設群、ホームベース、ロッカースペース等の間の動線に留意した配置計画とすることが重要である。

